

給付金の不正受給は “重大な犯罪”です

- 本給付金の交付事務に必要な範囲において、市税の賦課徴収情報及び住民登録情報を利用し、申請に係る情報を県や関係省庁に照会することがあります。
- 申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は支給決定を取り消します。
- この場合、受け取った給付金は返還していただきます。
- 軽い気持ちで行ったとしても不正受給は重大な犯罪です。
(例: 詐欺罪10年以下の懲役)
- 刑事告訴する場合があります。
- 虚偽申請は絶対に行わないでください。



さいたま市
埼玉県警察本部

